平成２３年（フ）第４８５号
愛知県一宮市今伊勢町馬寄字大日５番地
債務者　岩本由美子
1　決定年月日時　平成23年12月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第６５４号
高知市一宮東町４丁目21番30号
債務者　上岡　久子
1　決定年月日時　平成23年12月19日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第６５６号
高知市潮新町２丁目８番23号　吉田荘
債務者　江崎　進一
1　決定年月日時　平成23年12月19日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１９５７号
福岡県福津市中央２丁目19番13号朝日アパート
債務者　馬場　多絵（旧姓花田）
1　決定年月日時　平成23年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２００１号
福岡市博多区博多駅南３丁目９番706号
債務者　狩塚　幸助
1　決定年月日時　平成23年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２０８１号
福岡県朝倉市堤932番地１の２、住民票上の住所福岡県朝倉市堤930番地
債務者　柴山幸二郎
1　決定年月日時　平成23年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２１６６号
福岡県筑紫郡那珂川町片縄北６丁目４番６号サモアⅢ103号
債務者　石川　英樹
1　決定年月日時　平成23年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２２８７号
福岡市東区和白丘４丁目２番５―501号
債務者　矢野　國光
1　決定年月日時　平成23年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２３７３号
福岡市西区小戸４丁目10―14ローレルハイツ28　207号
債務者　石高　正悟
1　決定年月日時　平成23年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２３７７号
福岡市中央区薬院４丁目18番２―303号
債務者　水内　祐輔
1　決定年月日時　平成23年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２４３５号
福岡県大野城市月の浦１丁目21番15号フラワーポテト正弥105号
債務者　家村香代子
1　決定年月日時　平成23年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２４５４号
福岡市城南区樋井川４丁目14番３―103号
債務者　宇都宮貞男
1　決定年月日時　平成23年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２４５５号
福岡市城南区樋井川４丁目14番３―103号
債務者　宇都宮愛子
1　決定年月日時　平成23年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２４５９号
福岡市南区弥永１丁目35番14号
債務者　田中　栄人
1　決定年月日時　平成23年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２４７３号
福岡県糸島市荻浦597番地８
債務者　一木　和利
1　決定年月日時　平成23年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２５１２号
福岡市城南区田島５丁目３番20号
債務者　西里　純一
1　決定年月日時　平成23年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２５２２号
福岡市西区大字女原482番地１
債務者　飯田　孝人
1　決定年月日時　平成23年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部